

第1回耳納北麓観光拠点施設指定管理者候補者選定委員会会議録

- 日 時：令和8年4月30日（木） 10時00分～11時00分
○場 所：久留米市庁舎3階 306会議室
○出席委員：石井寿佳委員、橋本浩子委員、高村幸代委員、鶴久哲志委員
欠席委員：上原敬子委員
○開催形態：非公開

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員紹介及び事務局紹介
- 4 選定委員会の運営等について

【事務局】

- ・選定委員会に関する説明
- ・今後のスケジュールに関する説明
- ・選定委員会委員名簿及び会議録の公開に関する説明

- 5 委員長及び副委員長の選出

- ・久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第8条第2項の規定に基づき、委員の互選により委員長を鶴久哲志委員、副委員長を高村幸代委員に決定。
- ・選定委員の議長は、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第9条第2項により、委員長を議長に選出。

- 6 議案

- (1) 募集要項（案）について

【事務局】

耳納北麓観光拠点施設の概要、募集要項（案）について説明

【委員】

更新制が導入されたようだが、その根拠は何か。

【事務局】

指定管理者の選定については公募を原則としているが、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条第1項ただし書によりその例外を認めている。また、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条第1項に「市長等が特別の事情があると認めたとき」を規定しているが、これを改正し、同条第6号に「公募により指定管理者を指定した場合において、当該指定管理者の実績が優良であり、次の指定期間について、当該指定管理者を指定することで施設の設置の目的を効果的に達成することができると認めるとき。」を追加した。これを根拠に更新制を導入している。

【委員】

更新は複数回可能か。最長何年の指定になるか。

【事務局】

次の1回に限り対象となる。更新後の期間とあわせると最長10年となる。

<審議結果>

事務局案を原案のとおり承認。

(2) 選定要領(案)について

【事務局】

選定要領(案)について説明

【委員】

項目別最低点数について、1つの項目が極端に低くても良いか。

【事務局】

項目別および全体それぞれの最低点数を超えていれば良い。

【委員】

選定結果や議事録の公表について、点数や委員名を公表するか。

【事務局】

各申請団体が獲得した合計点数を公表する。また、議事録は委員名を伏せて公表させていただく。

【委員】

数値化された採点基準はあるか。

【事務局】

提案された事業計画の内容により相対評価になる部分はあるかと思うが、面接審査までに検討したい。

<審議結果>

事務局案を原案のとおり承認。

7 その他

【委員】

現指定期間の指定管理者の取組み実績を教えてほしい。

【事務局】

山辺道文化館では、地域の方と連携し毎週木曜日に食堂を実施し、来館者増につながっている。令和7年1月からは食堂に加え、日曜日にカフェも開始した。

企画展も切り花体験やガラスアートなど様々実施している。

また、3館とも、情報発信、主にSNSを強化しており、来館者増につながったと考えている。

【委員】

その食堂の収入は、指定管理者ではなく事業実施者の収入となっているのか。

【事務局】

そのとおり。

【委員】

前回公募から仕様を変更したところはあるか。

【事務局】

事務局から主な変更点を説明。

8 閉会